

電子処方箋の運用に関するチェックリスト（医薬品コード・単位設定） （医療機関向け Ver1.00）

本資料は、電子処方箋の運用に当たっての医薬品コード等の設定における確認事項を示した医療機関内システムのご担当者向けのチェックリストです。

電子カルテ等で医薬品を取り扱う場合、医療機関・薬局システム内部では、当該医薬品に対応したコードを用いて情報がやり取りされています。YJコード、レセプト電算コード、一般名コードなど、広く使用されているコードをそのまま利用している場合もありますが、医療機関や薬局の中で独自に用いられているコード（「ハウスコード」などと呼ばれます。）が設定されている場合があります。

電子処方箋のような、複数の医療機関・薬局での電子的な情報共有を行う場合には、ハウスコードではなく、統一的なコードをそのまま使用するか、ハウスコードと統一的なコードを紐付ける作業が必要となります。

コード同士の紐付けを誤ったり、ダミーコードに特定の医薬品を紐付けてしまうと、誤表示等に繋がる恐れがあるため、医療機関内システムのご担当者において以下をご確認いただき、電子処方箋の発行については、以下の1が「いいえ」又は1-1～1-4・2にチェックが入ってから行うようにしてください。設定（紐付け）の誤りに気付いた場合には、ただちに電子処方箋の発行を中止し（紙の処方箋を発行することとし）、誤りを修正してから再開するようにしてください。

不明な点等に関してはご担当のシステム事業者から提供されている手順書等を確認する・問い合わせを実施するなどのご対応をお願いします。

チェック項目		解説	
1	ご使用の電子カルテ・レセコン（医療機関システム）の医薬品マスタは、自施設で初期設定・改良できる仕組みですか。	☐	はい
		☐	いいえ

1で「はい」を選択した場合1-1～1-4を確認し、チェックしてください。

	1-1	薬剤のリスト・医薬品マスタの設定画面において設定できる内容・範囲を確認した。	☐		医薬品コードや医薬品名称、単位名などが修正できる仕組みになっているシステムでは、これらを変更することで意図しない医薬品や単位を出力することにつながりますので、修正の際には十分注意する必要があります。
	1-2	電子処方箋の運用に当たり、医療機関システムの医薬品マスタで自医療機関独自のコード（ハウスコード）で扱っている医薬品が存在するか確認した。 存在する場合は、そのコードが電子処方箋管理サービスで用いる医薬品コード（YJコード、レセプト電算コード、一般名コード）と正しく紐付け設定されていることを確認した。	☐		電子処方箋においては、YJコード、レセプト電算コード、一般名コードのいずれかを用いて処方・調剤情報のやりとりを行うため、薬局が電子処方箋管理サービスから電子処方箋を応需する際は必ずそれらのコードをもとに医薬品の情報が表示されます。 ハウスコードを用いている場合は、電子処方箋管理サービスで用いる医薬品コードとの紐付けが誤っていると誤表示の原因になります。 （例：電子処方箋管理サービスで用いる医薬品コードとハウスコードを紐付ける際に、医薬品Aと紐付いているハウスコードと、医薬品Bと紐付いているハウスコードを取り違えた場合、医薬品Bが記録された電子処方箋を発行しようとした際に、「医薬品A」と記録されてしまう可能性があります。） （注）YJコードは製品（医薬品）毎の英数12桁のコード、レセプト電算コードは薬価基準収載単位の6から始まる数字9桁のコード（医薬品の場合）、一般名コードはZZZで終わる英数12桁の一般名毎（成分名毎）のコードです。 設定が適切に行われていない場合には、ダミーコード（※）が表示されることがあります。その場合は設定しなおしてください。 （※）YJコードのダミーコード：2000000X0000 レセプト電算コードのダミーコード：666660000（医薬品）、777770000（医療材料） 設定確認方法については、システム毎に異なりますので、システムのマニュアル等を参照ください。
	1-3	処方する医薬品に対して、一部の例外（※）を除き、ダミーコードが設定されていないことを確認した。 （※）薬価基準への新規収載等のため、一時的に医薬品コードが設定されていない等。ただし、YJコード、レセプト電算コード、一般名コードのいずれかを使うことが原則です。	☐		複数の医療機関・薬局での電子的な情報共有によっては、統一的なコードを使用することによって、関係者が同じ認識で運用することができます。 一方、ダミーコードは、それ自身が特定の医薬品を意味せず、あくまでYJコード、レセプト電算コード、一般名コードを使用できない場合の例外的な位置づけとなっています。ダミーコードに特定の医薬品コードを紐付けてしまうと、重複投薬等チェックがからなくなる他、処方箋発行後の薬局での誤表示に繋がる恐れもあるので、YJコード、レセプト電算コード、一般名コードの使用が基本となっています。 また、新規収載品に対しダミーコードを使用した場合、その後適切なコードに更新されるようにすることも大切です。
	1-4	紐付けの設定ができる人を限定したり、ダブルチェックを行ったりするなど、誤って紐付けをすることのないよう対策を医療機関内で定めた。 また、どのように紐付けられたか、設定を確認する方法を把握した。	☐		設定（紐付け）の誤りを起こさないよう運用ルールを決めたり、正しく設定されているか確認する方法を把握したりすることは重要です。医療機関内システムによっては、手動で医薬品コードの紐付けを行うことができる場合があります。その際に紐付けを誤ってしまうと別の医薬品が表示される原因になります。

2	・医薬品の用量を薬価基準上の単位で入力している運用としている。 ・医薬品の用量を薬価基準上の単位以外で入力している場合は、電子カルテ上で単位変換の仕組みが機能することを確認している。	☐		医療機関のシステム上、薬価基準上の単位で入力する必要があるところ、製剤単位で入力していると、薬局システムにおいて、意図せぬ単位で表示されてしまう可能性があります。 （例）薬価基準上の単位が「g（グラム）」である外用薬について、1本5g入りであるチューブ剤を「2本」処方しようとして、薬局システムでは「2g」と表示されてしまう。この場合、1本を5gに変換する「5」を単位変換の仕組み（単位変換係数）が電子カルテ等上で機能する必要があります。
---	--	--------------------------	--	--

その他の運用上の注意

- 患者の方に電子処方箋を発行するに当たって、誤りが生じないようにするため、下記に注意しましょう。
 - まずは、電子処方箋自体ではなく引換番号付きの紙処方箋を発行し処方情報が適切に登録できているか確認する。
 - 電子処方箋発行当初は、処方内容（控え）を使って、適切に医薬品が登録できているかを確認する。（処方内容（控え）には、電子処方箋管理サービスに登録された医薬品が表示されます。）
- 電子処方箋の運用に限らず、医療機関内のシステムで、コードが適切に設定（紐付け）されているか等を定期的に確認することも重要です。